

福岡県公報

平成二十七年十月二十三日
第三千七百三十八号
増刊 ①

目次

規則(第五十七号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………一

教育委員会

○教育委員会が取り扱う個人情報適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………二

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………四

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………五

正誤

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (平成二十七年福岡県教育委員会規則第十号) 中正誤 (教育庁企画調整課) ……………五

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十七号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように

改正する。

別表第二の一の項(1)中「を収容する」を「に供与する」に改め、同項(3)中「を収容する」を「に供与する」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に改め、同表二の項(1)中「を収容する」を「に供与する」に改め、同項(2)中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、六二一、〇〇〇円」に改め、同項(4)を次のように改める。

(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

別表第二の二の項(5)中「これらに収容する」を「供与する」に改め、同表三の項救助の種類欄中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同項(1)各号列記以外の部分中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同項(1)ア中「たき出し」を「炊き出し」に、「収容された」を「避難している」に改め、同項(1)イ中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同項(1)ウ中「たき出し」を「炊き出し」に、「一、〇一〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同項(1)エ中「たき出し」を「炊き出し」に改め、同表四の項(3)アの表中「一七、二〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三二、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「七五、七〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「一一〇、四〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三三、五〇〇円」に改め、同表六の項中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表七の項救助の種類欄中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同項(1)中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同項(2)中「災害に

「かつた」を「被災した」に、「五二〇、〇〇〇円」を「五六七、〇〇〇円」に改め、同項(3)中「災害にかつた」を「被災した」に改め、同表八の項(4)ウを削り、同表九の項(3)イ中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表十の項(3)中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇八、七〇〇円」に、「一六〇、八〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同表十一の項(1)中「四冊」を「各般」に、「すでに」を「既に」に改め、同表十二の項(4)ア中「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同項(4)イ中「五、〇〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三三、九〇〇円」を「一三四、三〇〇円」に改め、同表十四の項(1)中「人夫賃」を「賃金職員等雇上費」に改め、同項(1)ウ中「災害にかつた者」を「被災者」に改める。

別表第三の一の項(1)ア中「一七、四〇〇円」を「二四、六〇〇円以内」に改め、同項(1)イ中「薬剤師」の下に「診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」を加え、「一一、九〇〇円」を「一八、一〇〇円以内」に改め、同項(1)ウ中「及び看護師」を「看護師及び准看護師」に、「一一、四〇〇円」を「一八、三〇〇円以内」に改め、同項(1)オを削り、同項(1)エ中「一七、二〇〇円」を「一六、八〇〇円以内」に改め、エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 救急救命士 一人一日当たり 一五、三〇〇円以内
- 別表第三の一の項(1)に次のように加える。
- カ 大工 一人一日当たり 一八、六〇〇円以内
- キ 左官 一人一日当たり 一七、九〇〇円以内
- ク とび職 一人一日当たり 一八、四〇〇円以内
- 別表第三の一の項(2)中「オ」を「ク」に改め、同項(3)を次のように改める。

(3) 旅費
福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。
様式第二十二号中

| | | | | | | |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|
| (1) 収容施設提供と費 避難所設置費 | 延 | 入 | 延 | 入 | 延 | 入 |
| | | | | | | |

を

「
応急仮設住宅設置費 戸 戸 戸 戸
」
に、
「(1) 避難所設置費 延 入 延 入
(2) 応急仮設住宅設置費 戸 戸 戸 戸
」
「(2) 放出し」を「(3) 放出し」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「(6) 災害にかつた者」を「被災者」に、「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「(13)」を「(14)」に、「(14)」を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第八号

本 庁

出先機関

教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年十月二十三日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年十一月福岡県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」の下に「・第二十三條」を加える。
第三條第三項中「行うものとする」を「行う」に改める。
第四條に次の四項を加える。

3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（以下「特定個人情報事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定しなければならない。

4 保護管理者は、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定しなければならない。

5 保護管理者は、特定個人情報事務担当者が特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

6 保護管理者は、特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の事務分担及び責任を明確にしなければならない。

第七条第一項中「及び」を削除し、「行う」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第八条に見出しとして「(職員の責務等)」を付する。

第十二条中「き損」を「毀損」に改める。

第十三条中「媒体」を「媒体」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第十四条中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第十五条中「講ずるものとする」を「講じなければならない」に改め、同条第一号中「取り扱う事務の目的及び根拠法令並びに提供先」を「取り扱う事務の目的、事務の根拠法令、提供先」に改める。

第十六条を次のように改める。

(実施機関以外の者への事務の委託)

第十六条 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、その他個人情報 の適切な管理のための必要な事項について委託を受ける者と書面で確認しなければならない。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 前二項に定めるもののほか、保護管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十項に規定する個人番号利用事務又は同条第十一項に規定する個人番号関係事務(第五項及び第七項において「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部を委託する場合には、委託を受ける者において、条例に基づき教育委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

4 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、委託する個人情報の重要度に応じて、委託を受けた者における個人情報の管理の状況について、年一回以上の定期的検査等により確認するものとする。

5 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託を受けた者において、条例に基づき教育委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

6 保護管理者は、委託を受けた者が、個人情報の取扱いを伴う事務を再委託する場合には、委託を受けた者に第一項及び第二項の措置を講じさせるとともに、再委託する事務に係る個人情報の重要度に応じて、委託を受けた者を通じて又は自らが第四項の措置を講ずるものとする。

7 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

8 前七項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であつて、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。

第十七条第一項中「個人情報の漏えい等安全確保の上で問題とならざる事案」を「個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の

正 誤

| | |
|--|-------|
| 27・10・2 | 発行年月日 |
| 3732 増刊① | 公報番号 |
| 教育委員会規則 | 種類 |
| 10 | 同上番号 |
| 10 | ページ |
| ○ | 上欄 |
| | 下欄 |
| 後ろから1 | 行 |
| 追加 | 備考 |
| この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県立高等学校の通学区域に関する規定は、平成二十八年以降に入学する者から適用する。 | 正 |
| この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年以降に入学する者から適用する。 | 誤 |

福岡県選挙管理委員会告示第百一十一号
 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。
 平成二十七年十月二十三日

| | | |
|--------------------|---|------------|
| 福岡新水巻病院 | 〃 | 水巻町立屋敷一〇二一 |
| 堤病院 | 〃 | 岡垣町鍋田二〇一 |
| 老人保健施設高倉苑 | 〃 | 公園通り一七七一 |
| おかがき病院 | 〃 | 大字手野一四五 |
| 介護老人保健施設更生会に の郷 | 〃 | 中央台三二二二 |

に改める。

| | |
|------------|--------------------|
| 病院 大牟田市の表中 | 福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己 |
| 菅原病院 | 〃 上屋敷町一丁目一番地の三 |
| 菅原病院 | 〃 小川町三〇一 |
| 病院 筑紫野市の表中 | |
| 二日市中町病院 | 〃 二日市中央三六二 |
| ちくし那珂川病院 | 〃 二日市中央三六一 |

に改める。 を に改め、 を